

## 青少年活動拠点創出事業実施要領

### (目的)

第1条 青少年活動拠点創出事業（以下、「本事業」という。）は、街中の広場などを活用して、青少年自らが企画立案する主体的な活動や、企業や団体が青少年の異世代交流等の事業を実施し、青少年の自主性や社会性を醸成するなど、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

### (対象事業)

第2条 本事業は、青少年による活動発表やイベントの実施、企業等による青少年との交流イベントなど、青少年が主体となる催し、もしくは青少年を対象とした事業内容とする。

### (実施主体)

第3条 本事業を実施できる者は以下のとおりとする。

- (1) 市内の学校（中学校、高等学校、専門学校、大学等）及び在学する学生等
- (2) 青少年のために事業を展開できる企業や団体等
- (3) その他、市長が認める者

### (会場)

第4条 本事業の実施会場は、オリオン市民広場、バンバひろば、宇都宮城址公園など、街中の広場の他、市長が認める場所とする。

### (申請)

第5条 本事業の実施を希望する者（以下、「申請者」という。）は、市長に企画書を提出する。

### (承認)

第6条 市長は、提出された企画書の内容を確認し、青少年が主体となる催し、もしくは青少年を対象とした催しであり、青少年の健全育成に寄与するものであると認められるときは、本事業の実施を承認する。

### (制限)

第7条 市長は、企画書の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の実施を承認しない。

- (1) 青少年の健全育成上支障をきたすおそれがあるとき
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- (3) 政治的又は宗教的活動のおそれがあるとき
- (4) 宇都宮市暴力団排除条例に基づき、暴力団活動の助長等のおそれがあるとき
- (5) 会場又は附属設備をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
- (6) 会場の管理上支障があると認めるとき
- (7) その他市長が適当でないと認めるとき

(報告)

第8条 本事業の終了後、申請者は市長に、実施事業及び来場者数等を記した報告書を提出する。

(費用)

第9条 本事業を実施する会場の使用料は市が負担し、使用料以外の費用は申請者が負担する。ただし、事業を円滑に進めるため、必要に応じ、市所有の物品等を提供する。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。